

多治見市の環境と課題

令和6年7月

目次

1. 気象・土地利用.....	2
1) 土地.....	2
2) 気象.....	3
2. 人口.....	5
3. 産業.....	6
1) 事業所数.....	6
2) 工業.....	7
3) 商業.....	8
4) 農業.....	9
4. 交通.....	10
5. 上下水道・資源.....	12
6. 再生可能エネルギーの導入.....	15
7. 公害.....	17
8. 自然環境.....	19
1) 植物.....	19
2) 動物.....	19
9. 温室効果ガス排出量.....	20
1) 現況.....	20
2) 将来推計.....	23
3) 削減目標.....	24
10. 上位計画等.....	26
1) 第8次多治見市総合計画.....	26
2) 国・県等の計画等.....	26

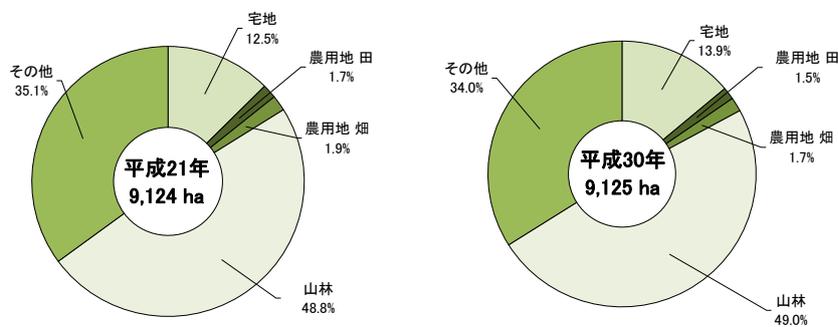
1. 気象・土地利用

1) 土地



図1 多治見市の位置

平成30年では、市域の49.0%を山林が占めており、宅地が13.9%、農地が約3.2%である。平成21年から平成30年にかけて、山林面積は概ね維持されているものの、宅地面積が増加し、農用地面積が減少した。



資料：統計たじみ

図2 土地利用面積状況

<課題>

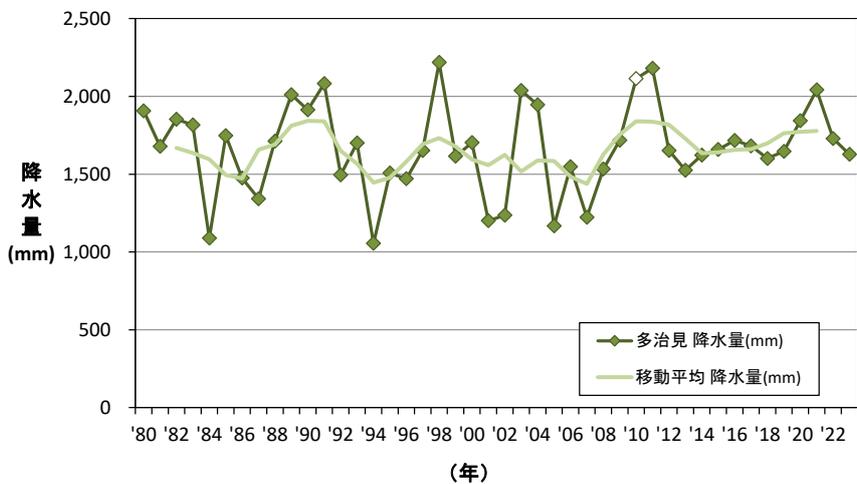
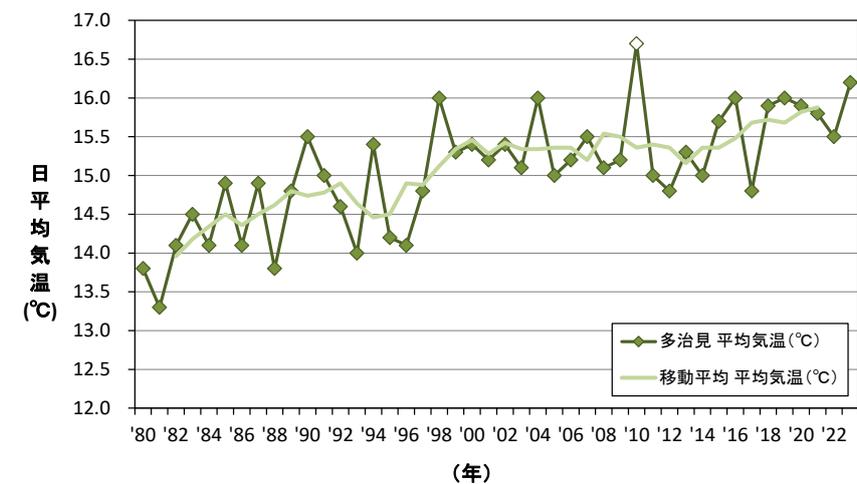
- ・山林面積は概ね維持されている。市域全体に占める割合は低いものの、農用地の面積が減少しており、自然的利用をしている土地面積減少の歯止めが必要である。

※統計たじみの掲載値の最新年度は平成30年

2) 気象

過去40年間の日平均気温の推移を見ると、日平均気温は概ね13～16℃で、1981年から1998年にかけて上昇しており、その後は高い状態で推移している。2015年頃から再び上昇する傾向が見られ、2020年代は、1980年代前半から、1.5℃程度上昇した。

年間降水量は、変動があるものの、概ね1,000～2,250mmで推移している。



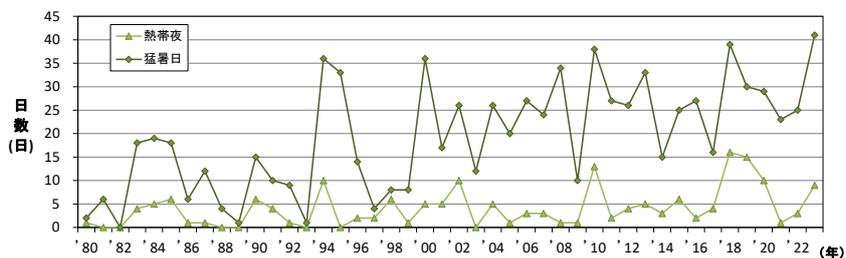
注：アメダス（多治見）の観測結果と5年間の移動平均。'01年の降水量、'10年の日平均気温と降水量には一部欠測があるため参考値である。

資料：気象庁

図3 日平均気温と降水量の推移

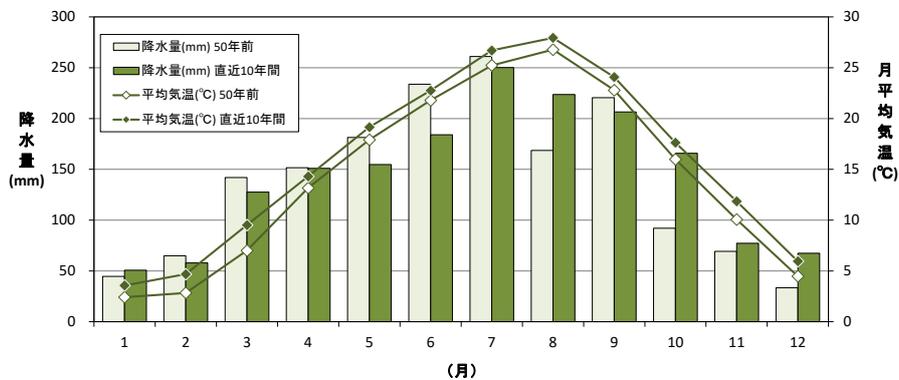
暑さに関して、1980年以降の日最高気温35℃以上（猛暑日）の日数と日最低気温25℃以上（熱帯夜）の日数の推移を見ると、猛暑日は80年代にから観測されていたものの、年間20日を超えなかった。'94年に年間35日を超えて以降、'00年からは年間25日を超える年が度々発生している。熱帯夜は最大でも年間15日程度である。

月別では、50年前から全体的に月平均気温が約1℃上昇している。降水量は、6月が減少し、8月、10月、12月が顕著に増加した。



注：熱帯夜は日最低気温25℃以上の日、猛暑日は日最高気温35℃以上の日を示す。
アメダス（多治見）の観測結果。2010年の気温の欠測は冬季であるためそのまま使用した。
資料：気象庁

図4 熱帯夜と猛暑日の推移



注：アメダス（多治見）の観測結果。50年前は1980年代、直近は2014～2023年の平均。
資料：気象庁

図5 月別降水量と平均気温の比較（50年前と直近10年間）

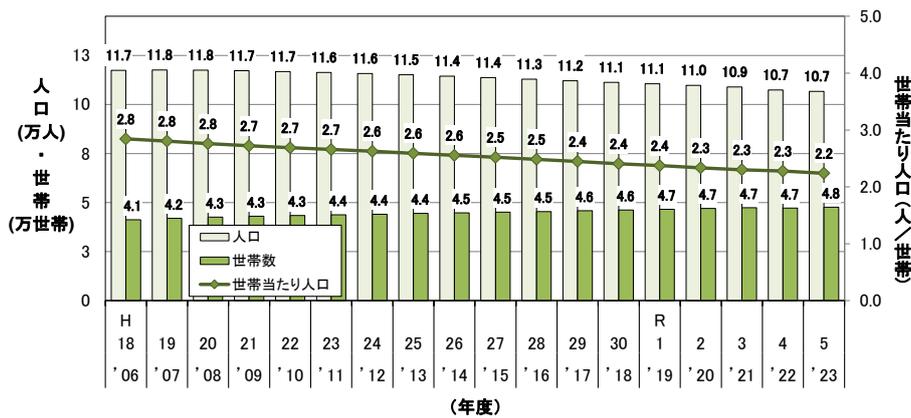
<課題>

- ・1980年以降、平均気温は上昇する傾向が見られ、2000年以降、猛暑日は毎年20日程度観測され、40日近い年もあり、健康への影響が懸念される。
- ・年間の降水量に変化はないが、月別の降水量のパターンに変化が見られ、夏季の渇水や秋季の大雨への対応が必要になる。

2. 人口

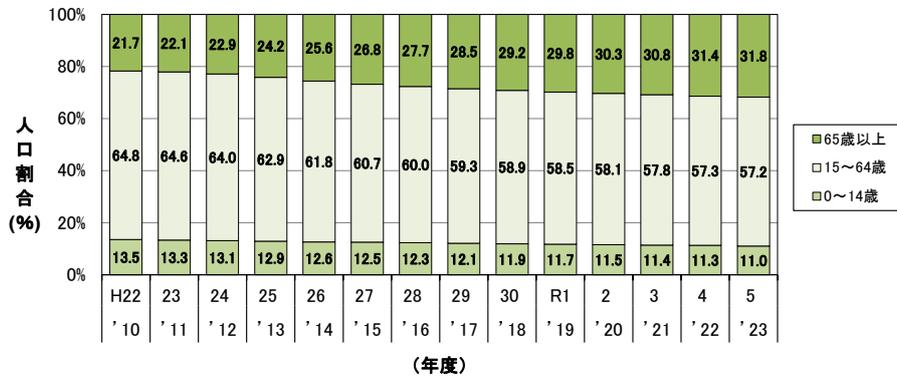
令和5年の人口は106,740人、世帯数は47,673世帯である。人口は減少傾向であるのに対し世帯数は増加傾向にあることから、世帯当たり人口は減少しており、令和5年は2.2人である。

年齢別人口は、65歳以上人口の割合が増加しており、令和5年は約31.8%である。



注：各年4月1日現在
資料：統計たじみ、令和5年度「多治見市の人口と世帯」

図6 人口・世帯の推移



注：各年4月1日現在
資料：統計たじみ、令和5年度「多治見市の人口と世帯」

図7 5歳階級別・年齢3区分別人口の推移

<課題>

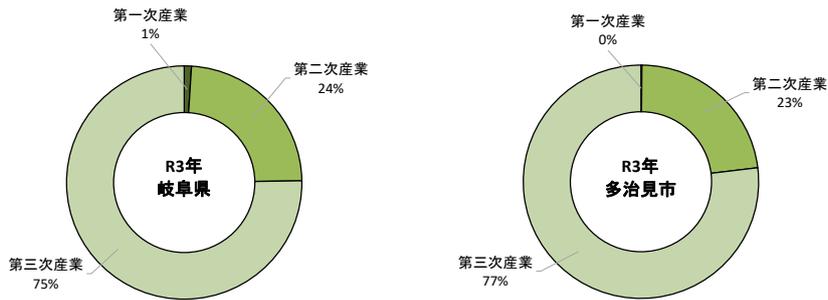
- ・世帯あたり人口が減少しており、1人当たりのエネルギー使用量が増加する要因となっている。
- ・市民が高齢化しており、環境面からは、交通手段の確保や、冷暖房需要の増加、夏季の熱中症対策、ごみ回収の支援などが求められる。

3. 産業

1) 事業所数

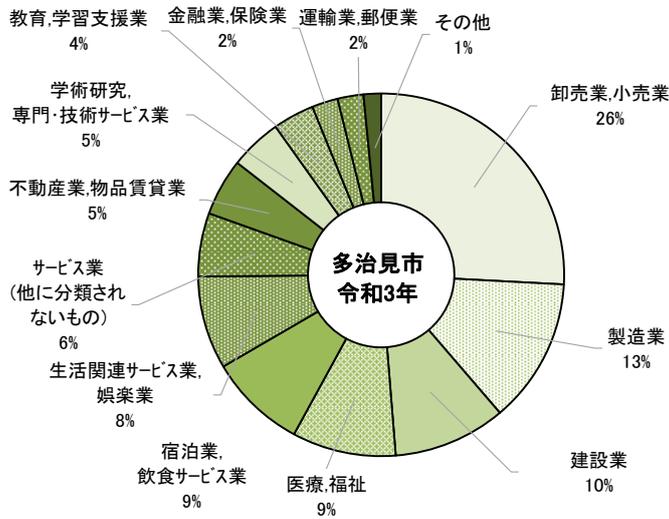
産業（大分類）別事業所では、岐阜県全体より第三次産業の割合がやや高い。

産業別事業所数では、卸売業・小売業が最も多く26%を占めている。次いで、製造業、建設業、医療・福祉などとなっている。



資料：経済センサス

図8 産業（大分類）別事業所の比較（左：岐阜県、右：多治見市）



資料：経済センサス

図9 産業（中分類）別事業所

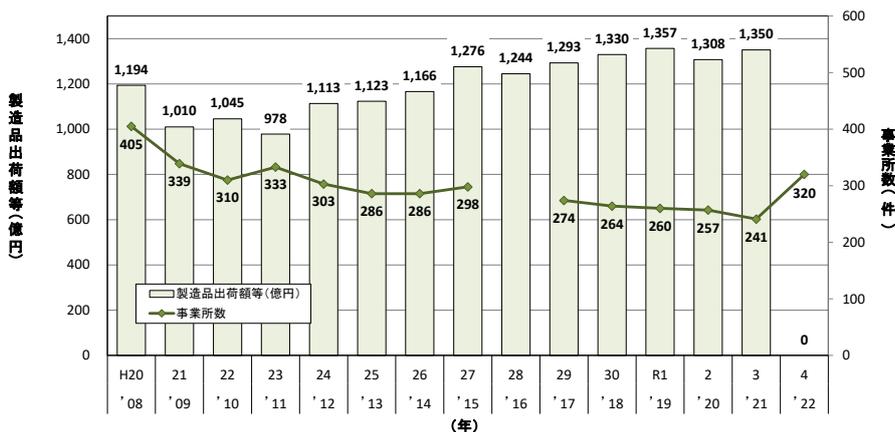
<課題>

- ・第二次産業の事業所が比較的少なく、いわゆる公害を発生させる事業所が少ないものの、サービス業の事業所からの生活環境公害にも注意が必要である。

2) 工業

製造品出荷額等は平成 23 年頃に底を打ち、現在は増加傾向にある。

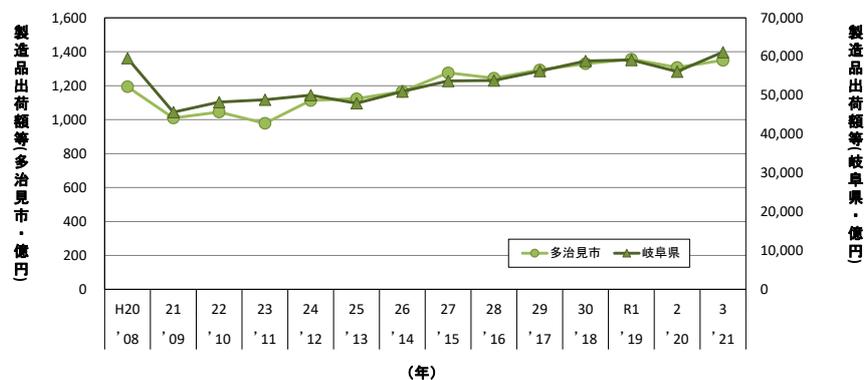
製造品出荷額等の推移を岐阜県と比較すると、いずれも平成 20 年から平成 21 年にかけて大幅に減少した後増加傾向にあり、令和 3 年は平成 20 年の水準を超えている。



注) 平成 26 年までは 12 月 31 日調査である。平成 27 年は未実施で平成 28 年以降は 6 月 1 日に調査しており、製造品出荷額等は前年分を対象にしていることから、調査年ではなく、調査対象年を示している。なお、工業統計(～R3)は従業員 4 人以上であるが、経済構造実態調査(R4)は全ての事業所件数である。以下同様。

資料：工業統計、経済センサス、経済構造実態調査

図10 製造品出荷額等と事業所数の推移



資料：工業統計、経済センサス、経済構造実態調査

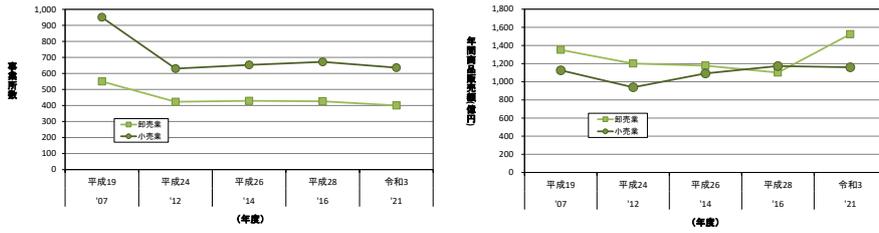
図11 製造品出荷額等の推移の比較(岐阜県、多治見市)

<課題>

- ・製造業の事業所数は減少傾向が続いているものの、製造品出荷額等は増加傾向にあり、製造業の事業活動が活発であると考えられる。エネルギーの消費、廃棄物の発生、公害の発生などへの対策が引き続き求められる。

3) 商業

事業所数は卸売業、小売業ともに減少傾向にある。年間商品販売額は、卸売業が減少傾向にあったが、小売業とともに回復の兆しがある。



資料：経済センサス

図12 事業所数（左）、年間商品販売額（右）の推移

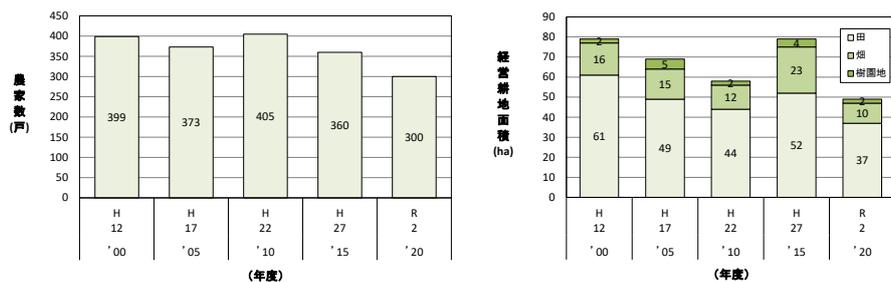
<課題>

- ・事業所数は減少傾向にあるものの、商品販売額は減少傾向にはなく、商業の活動が活発であると考えられる。エネルギーの消費、廃棄物の発生、公害の発生などへの対策が求められる。

4) 農業

農家数は平成 17 年から令和 2 年にかけて、約 25%減少した。

経営耕地面積は、変動はあるものの、平成 17 年から令和 2 年にかけて、約 40%減少した。



資料：統計たじみ

図13 農家数（左）、経営耕地面積（右）の推移

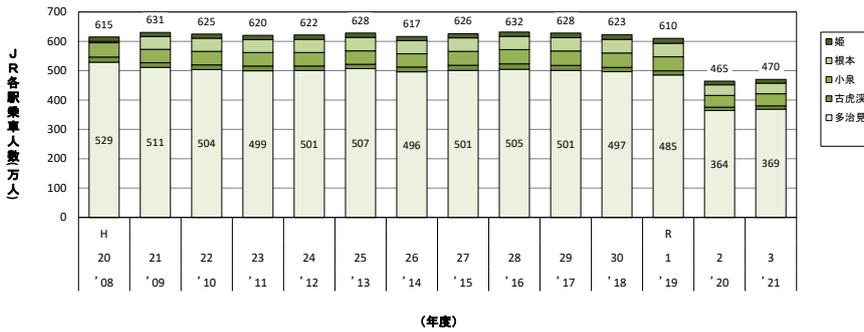
<課題>

- ・農家総数、経営耕地面積の減少傾向が続いていることから、多面的機能を維持するために、適切な維持・管理が維持できる体制を構築する必要がある。

4. 交通

市内の公共交通は、鉄道では東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）の中央本線と太多線があり、バスでは東濃鉄道株式会社（東鉄バス）が乗り入れているほか、市が「ききょうバス」と自主運行バス諏訪線を運行している。

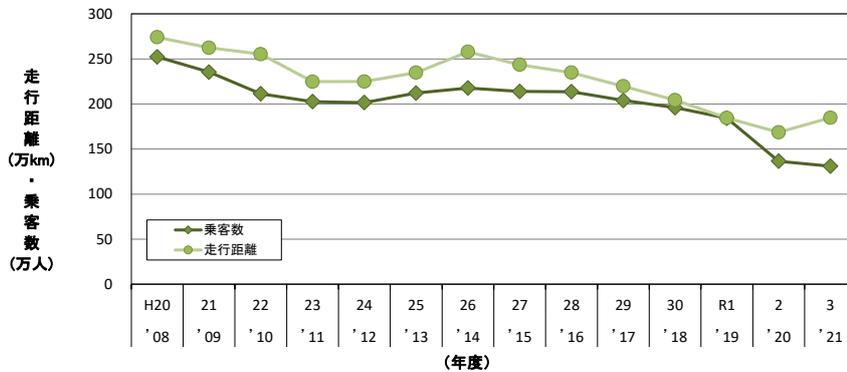
JR 東海の利用者総数は、多治見駅が最も多く、全体の約 80%を占める。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和元年から令和 2 年にかけて大きく減少している。



資料：統計たじみ

図14 JR 東海駅の乗車人数

東鉄バスは、走行距離、乗客数ともに変動がありつつも、近年の乗客数は 200 万人強で推移していたが、JR 同様に令和元年から令和 2 年にかけて大きく減少している。



資料：統計たじみ

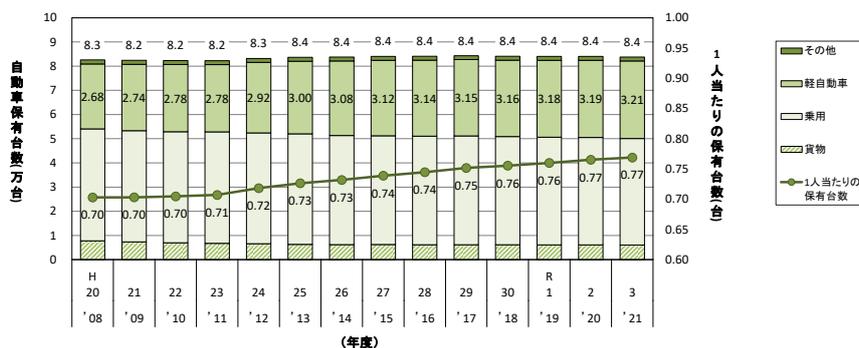
図15 東鉄バスの利用状況（多治見市内に関する路線分）

自動車交通では、中央自動車道と国道 19 号が市内を東西に横切り、中央自動車道の多治見 IC が市中部にある。

市内の自動車保有台数はおおむね横ばいであるが、維持費が安く燃費の良い軽自動車の保有台数が増加している。

人口が減少傾向にあることから、1人当たりの保有台数は増加しており、令和3年度は0.77台/人である。

コメントの追加 [K1]: 1人に統一
統計たじみ、多治見の環境の表記にあわせた



資料：統計たじみ

図16 車種別自動車保有台数の推移

<課題>

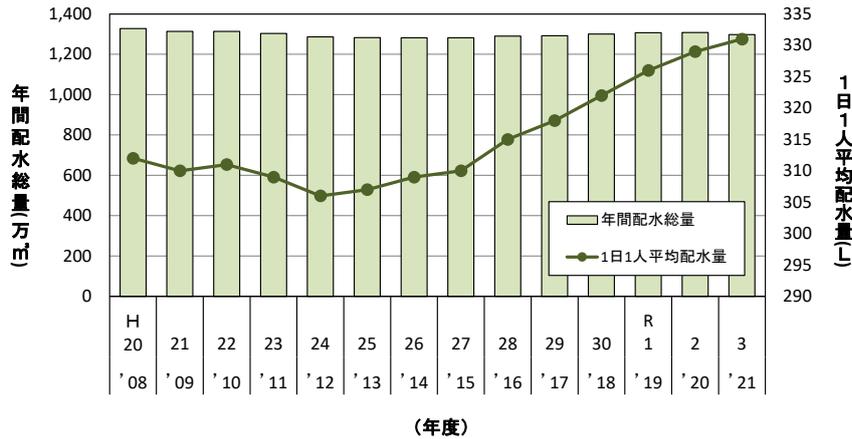
- ・新型コロナウイルスの影響で、公共交通の利用者数が大きく落ち込んでいる。
- ・身近な移動手段として自動車に依存する傾向が伺えるものの、高齢化による免許返納などへの対応も必要となる。

5. 上下水道・資源

電気・ガスの小売自由化に伴い、電気・ガスの使用量は公表されなくなった。

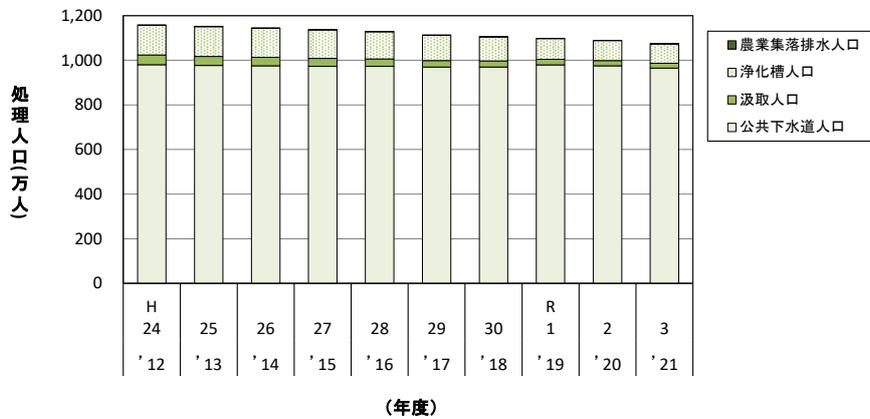
上水道の年間配水総量は、概ね横ばいで推移している。1日1人平均配水量をみると平成24年を境に増加傾向にある。

し尿処理では公共下水道人口の割合が増加しており、人口全体の90%近い。



資料：統計たじみ

図17 1日1人平均配水量の推移



資料：統計たじみ

図18 し尿処理の内訳の推移

<課題>

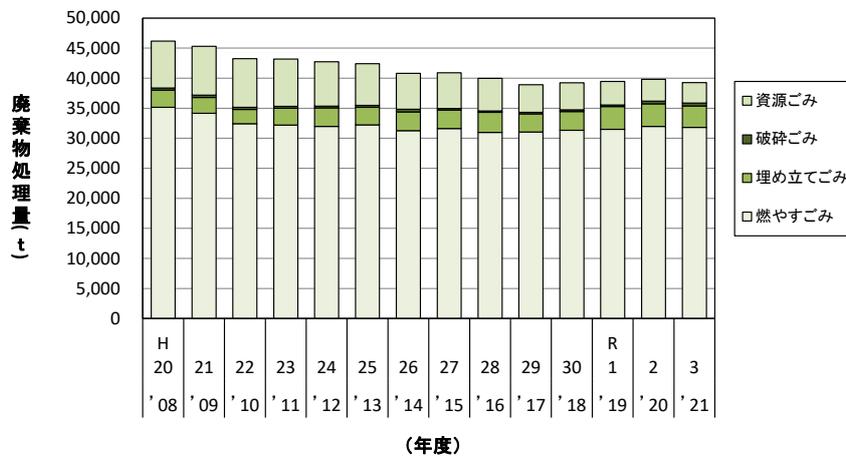
- ・1人1日当たり配水量が増加しており、節水が必要である。
- ・生活排水を未処理で放流する人口は減少しているものの、依然として残されており、引き続き水洗化の促進が求められる。

廃棄物処理量では、燃やすごみが全体の約80%を占めている。平成20年度から減少傾向が続いていたが、平成29年頃から下げ止まっている。

資源ごみの回収量は、平成21年度をピークに減少しており、特に、資源集団回収や紙類・布類は約50%以上減少している。これは紙類の減少が影響していると考えられ、新聞・雑誌の購入減や、民間回収の増加が考えられる。

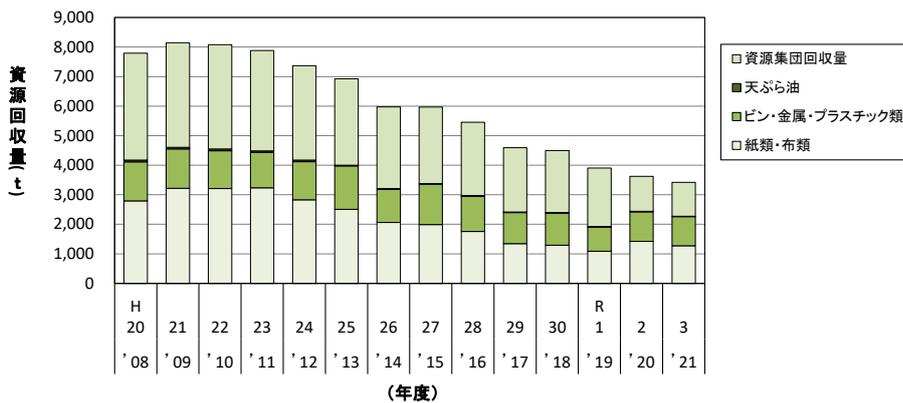
リサイクル率は変動があるものの、概ね岐阜県より高い状態で推移している。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、岐阜県より高い状態で推移しており、近年はおおむね横ばいとなっている。



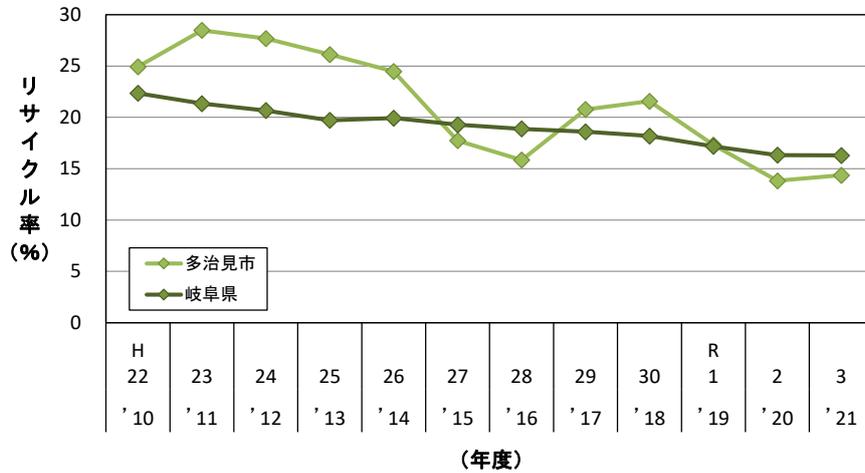
注：「埋め立てごみ」には産業廃棄物を含む。「資源ごみ」には集団回収を含む。
資料：統計たじみ

図19 廃棄物処理状況



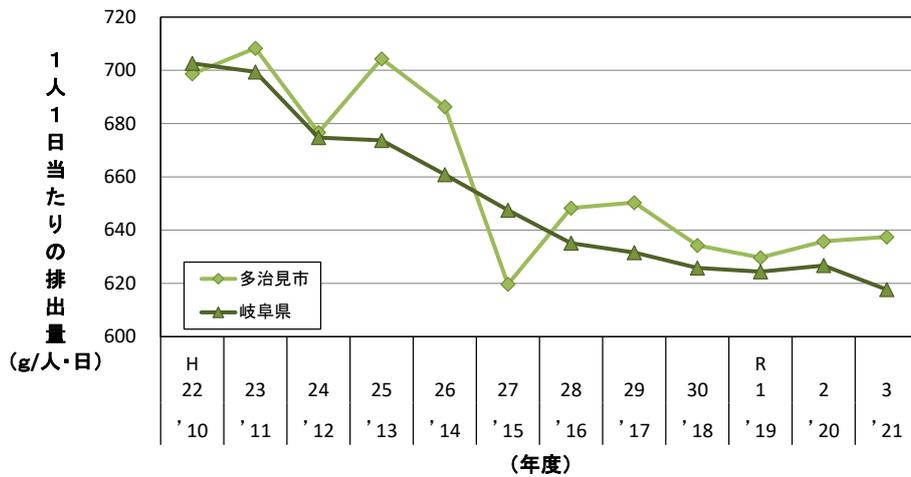
注：「埋め立てごみ」には産業廃棄物を含む。「資源ごみ」には集団回収を含む。
資料：統計たじみ

図20 資源回収状況



注：リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図21 リサイクル率の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図22 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移

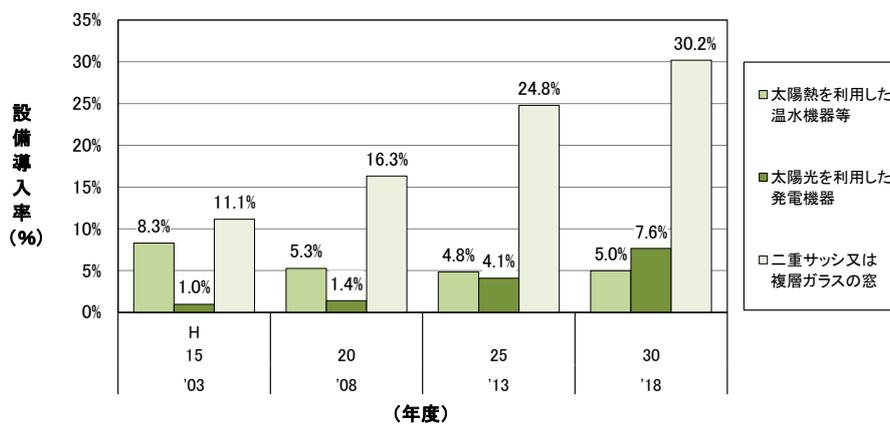
<課題>

- ・ごみ処理量は減少傾向が続いているが、近年は概ね横ばいで、1人1日当たり排出量は岐阜県より高い状態で推移しており、ごみ削減を強化する必要がある。

6. 再生可能エネルギーの導入

住宅の省エネルギー設備の導入状況では、太陽熱を利用した温水機器等は、5%程度を維持している。太陽光を利用した発電機器及び二重サッシ又は複層ガラスの窓は導入率が向上しており、二重サッシ又は複層ガラスの窓は30%の住宅で導入されている。

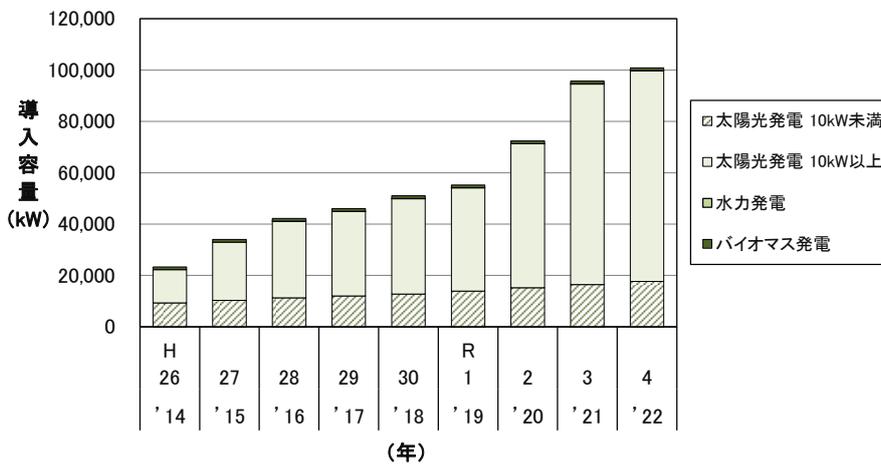
「固定価格買取制度」の対象となった発電設備の容量は増加を続け、令和4年末時点で約10万kWになっている。内訳では10kW以上の太陽光発電が大半を占めている。なお、買取価格は再生可能エネルギー設備の普及に伴い毎年低下している。



注：「二重サッシ又は複層ガラスの窓」の導入率は、「すべての窓にあり」と「一部の窓にあり」を合算している。

資料：住宅土地統計調査（総務省）

図23 住宅の省エネルギー設備導入状況



注：各年12月末時点で、固定価格買取制度の下で買取が開始された状態のもの。

資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）

図24 固定価格買取制度における再生可能エネルギー導入容量

市有施設では、2001年度以降再生可能エネルギーの導入が進んでいる。29施設に導入されており、発電施設の容量では2,847kWである。

表 1 市有施設の再生可能エネルギー導入量

設備名称	施設名称	出力等	設置年度
太陽光発電 (1kW以上)	多治見中学校	40kW	2001
	滝呂小学校	40kW	2005
	多治見駅南北連絡自由通路	30kW	2009
	根本交流センター	10kW	2012
	笠原中央公民館	10kW	2012
	池田小学校	30kW	2012
	三の倉センター	129kW	2013
	大畑センター	220kW	2014
	駅北庁舎	10kW	2014
	池田下水処理場	30kW	2014
	昭和小学校体育館	10kW	2015
	虎溪山排水池	50kW	2015
	星ヶ台保育園	50kW	2015
	火葬場	5kW	2015
	小泉公民館	10kW	2015
	北栄小学校	10kW	2016
	養正小学校	20kW	2017
	市之倉小学校	10kW	2018
	精華小学校附属愛児幼稚園	5kW	2018
	共栄小学校	10kW	2019
小泉小学校	10kW	2021	
総合体育館	31.5kW	2022	
太陽熱利用	池田保育園	-	2003
	滝呂小学校	-	2005
小水力利用	池田下水処理場	3.7kW	2014
	虎溪山排水池	22.3kW	2015
風力発電	南姫小学校	0.4kW	2006
廃棄物発電	三の倉センター	2,050kW	2003
BDF製造	堆肥化センター	最大100L/日	2005

資料：環境報告書「多治見市の環境」

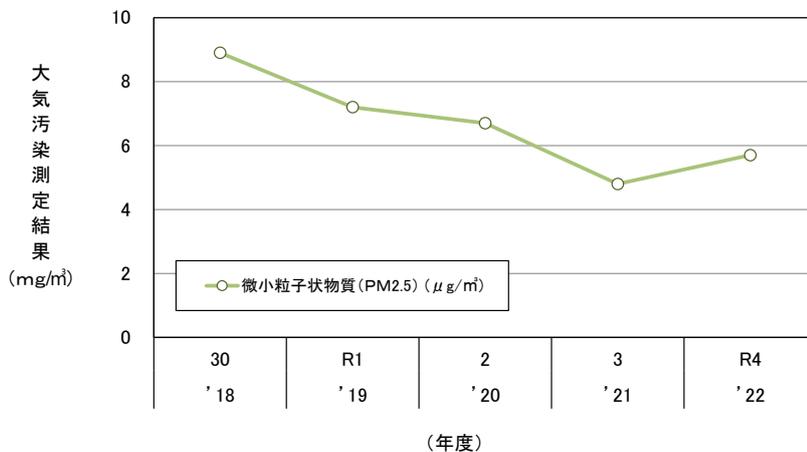
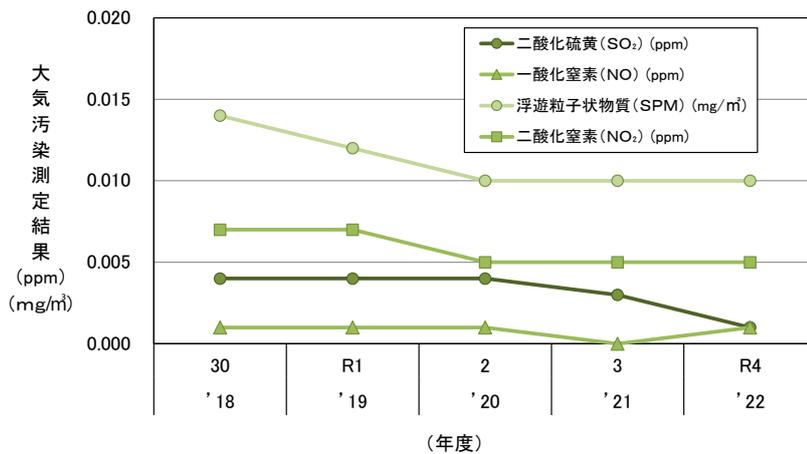
<課題>

- ・住宅における省エネ設備の導入が進んでいるものの、太陽熱・太陽光を利用した設備の導入率は10%に満たず、一層の導入促進が必要である。
- ・固定価格買取制度における導入容量は増加しているが、買取価格が低下しており、導入量の勢いが弱まっている。

7. 公害

笠原町に大気測定局があり二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質の濃度を測定している。

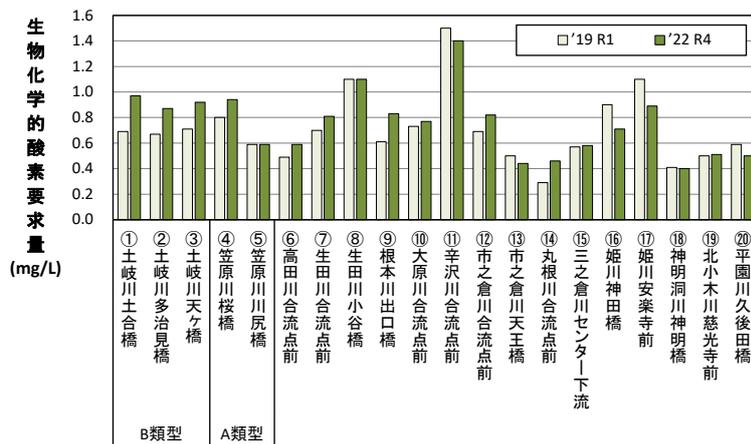
測定値は概ね減少傾向にあり、環境基準が設定されているもののうち、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は環境基準を満たしているものの、光化学オキシダントは環境基準を超える状態が続いている。



資料：環境報告書「多治見市の環境」

図25 大気汚染測定結果（年平均値）

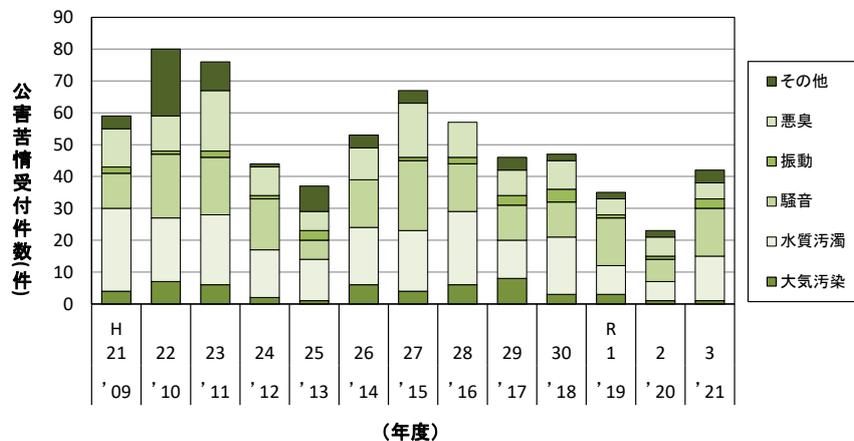
市内河川 20 地点で水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質
量、全窒素、全リン、大腸菌群数（4 地点のみ）を測定している。代表的な指標である生物化
学的酸素要求量は、すべて A 類型の環境基準値（2mg/L）を下回っている。



資料：環境報告書「多治見市の環境」

図26 生物化学的酸素要求量（令和元年度と令和4年度）

公害苦情は、変動はあるものの 180 件～200 件/年で推移している。内訳では水質汚濁、騒音に対する苦情が多い傾向がみられる。



資料：統計たじみ

図27 公害苦情受付件数の推移

<課題>

- ・大気質、水質は、改善する傾向が見られるものの、光化学オキシダントは環境基準を超える状態が続いている。
- ・公害苦情は、件数の変動が著しいが、改善傾向が見られる。

8. 自然環境

「多治見市の環境」（2023年版）によれば、多治見市の自然環境は次のとおりである。

失われつつある自然環境を守るため、市では保全活動やビオトープ整備などに取り組んでいるほか、特定外来生物であるアライグマとヌートリアの防除実施計画を策定し、防除に取り組んでいる。

1) 植物

本市には周伊勢湾要素生物群を含む豊かな植生が残されている。現在、約 1,050 種の植物が確認されているが、気候変動や外来植物の侵入、市街地の拡大等により分布は刻々と変化している。

シデコブシやハナノキなど、伊勢湾を中心とする東海地方にしか生育していない植物が市内各所に自生しており、虎溪山のシデコブシ群生地は市の天然記念物に指定されている。

2) 動物

本市では、キツネやタヌキ、イタチ、ハクビシン、イノシシ、モグラの仲間、テングコウモリ等の希少種が生息しており、近年ではニホンカモシカも確認されています。爬虫類ではニホンヤモリ、ニホンイシガメ、トカゲ、マムシ等が、両生類ではアカハライモリ、トノサマガエルが確認されている。外来生物も多く、日本固有種との交雑、食物や成育場所の競合、新たな感染症の発生等が懸念されている。

鳥類では、亜種と外来種を入れて 177 種が確認されており、よく見かける種としては、トビ、ヒヨドリ、ホオジロ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等があげられる。サンコウチョウ、オオタカも市内で営巣が確認されている。また、土岐川は県下有数のオシドリ越冬地として、知られている。

魚類は、30 種が生息している。河川の淵にはコイ、ナマズ等が生息し、瀬にはオイカワ、カワヨシノボリ、ニゴイ等が生息している。近年アユ、ウナギが放流されているが、海から遡上してくる個体も確認されている。池にはタモロコ、モツゴ、コイ、カワムツ、フナの仲間等が生息しているが、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物が人の手によって放流され増えている。希少種では、ウナギ、ミナミメダカ、ドンコ、ヌマムツ、ドジョウが確認されている。土岐川は、かつては瀬と淵が交互に現れ変化に富んでいたが、河川改修等によりかつてのレキ河原が草木の繁茂する単調な瀬が続く河川に姿を変えている。生息する魚種は以前と変わらないものの、産卵場所や稚魚の成育場所、成魚の隠れ場所の減少から、魚種、個体数が共に減少している。

昆虫類では、約 80 種のチョウ類、約 65 種のトンボが確認されている。このうち、環境省絶滅危惧Ⅱ類のギフチョウはかつて 50 カ所以上で確認されており、里山の減少を受けているが緊急を要する状態ではない。トンボでは、湿地の減少からハッチョウトンボの生息地が減っていることが心配されている。小型のゲンゴロウ類は、現在でも丘陵地の沢やため池等で普通に見られる。ゲンジボタルは市内の数カ所で住民の目を楽しませており、特に北小木川では「北小木のホタル」として保護され、多数の個体数を見ることができる。しかし、湧水湿地の減少と縮小により、ヒメヒカゲ・ウラナミジャノメは市内絶滅が心配されている。

<課題>

- ・生育・生息地の減少、気候の変化、外来生物の侵入など、生育・生息環境は依然として悪化しており、引き続き生育・生息環境の保全に取り組む必要がある。

9. 温室効果ガス排出量

1) 現況

(1) 対象とする温室効果ガス

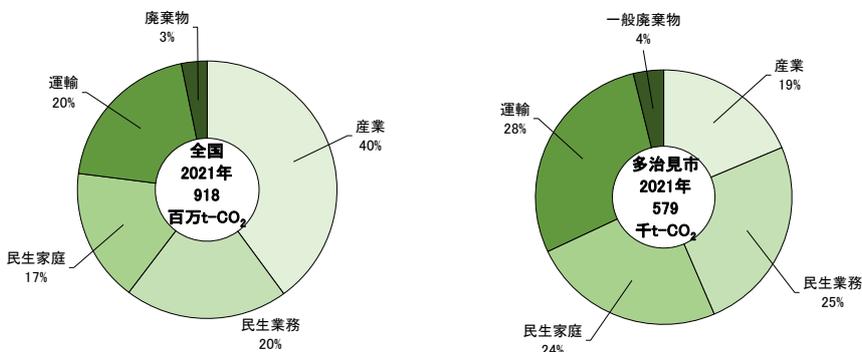
温室効果ガス排出量の基準年を2014年度とし、対象とするガスは次のとおりとする。

表 2 温室効果ガスの対象

対 象	部 門	主な排出源
エネルギー起源 CO2	産業	製造業、建設業・鉱業、農林水産業の事業活動に伴う電気や燃料の使用
	民生業務	店舗、オフィスなどの産業以外の事業活動に伴う電気や燃料の使用
	民生家庭	家庭における電気や燃料の使用
	運輸	自動車、鉄道、船舶の利用に伴う電気や燃料の使用
非エネルギー起源 CO2	一般廃棄物	一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却

(2) 排出量

多治見市の2021年の排出量は、579千t-CO₂で、内訳を全国と比べると、産業の割合が低く、民生家庭、民生業務、運輸の各部門の割合が高くなっている。

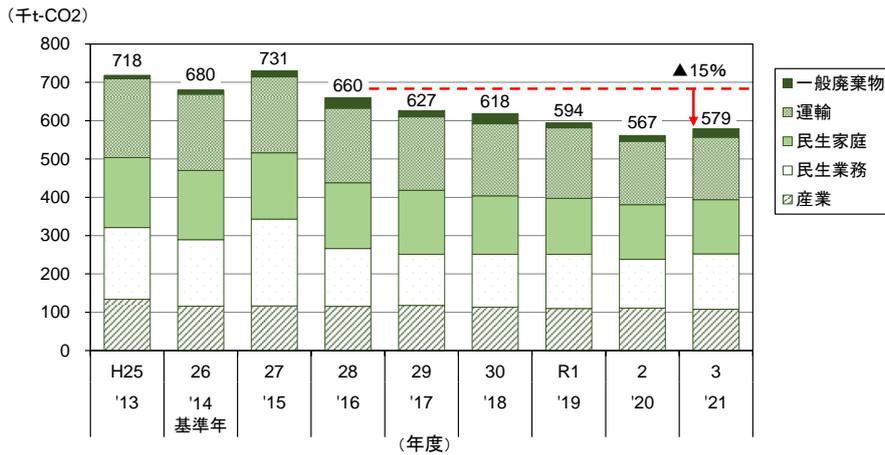


注：部門の表記は資料に従っている。

資料：「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」(環境省)、「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2017 年度確報値)」(国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス)

図28 温室効果ガス排出量の内訳 (左：全国、右：多治見市)

多治見市の温室効果ガス排出量の推移は、2013年度から2014年度にかけて一旦減少しているものの、2013年度から減少する傾向が続いている。基準年（2014年度）からは15%減少している。部門別では、一般廃棄物のみ増加したものの、他の部門では減少した。



資料：部門別 CO2 排出量の現況推計（環境省）

図29 温室効果ガス排出量の推移

表 3 温室効果ガス排出量の推移

単位：千 t-CO₂

年度	H25 2013	26 2014 基準年	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	R1 2019	2 2020	3 2021	対基準年
製造業	125.4	107.4	108.6	107.6	109.9	106.0	102.9	103.3	99.3	-7%
建設業・鉱業	6.6	6.4	6.3	6.2	6.2	5.9	5.3	6.4	7.0	9.9%
農林水産業	2.0	2.0	1.8	1.7	1.8	1.6	1.6	1.4	1.6	-20.4%
産業部門 小計	133.9	115.7	116.6	115.6	118.0	113.5	109.8	111.1	107.9	-6.8%
業務	187.2	173.6	226.4	150.7	133.4	138.0	141.7	127.0	144.3	-16.9%
家庭	182.4	180.9	173.2	171.6	166.9	152.5	146.0	142.8	141.4	-21.9%
民生部門 小計	369.6	354.5	399.7	322.3	300.3	290.5	287.7	269.8	285.7	-19.4%
旅客自動車	128.2	122.2	121.4	120.7	119.2	116.7	113.6	99.7	96.6	-20.9%
貨物自動車	68.6	68.3	68.3	66.1	64.7	64.1	63.7	59.0	60.3	-11.7%
鉄道	8.9	8.5	8.2	8.0	7.6	7.0	6.8	6.5	6.5	-23.9%
運輸部門 小計	205.7	198.9	198.0	194.8	191.5	187.8	184.1	165.2	163.3	-17.9%
一般廃棄物	9.0	11.2	16.3	27.5	16.8	26.6	12.6	15.4	22.1	96.7%
排出量合計	718.2	680.4	730.6	660.1	626.7	618.3	594.2	567.1	579.0	-14.9%

資料：部門別 CO2 排出量の現況推計（環境省）

現行の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標は以下の通りである。

- 短期目標：令和 6（2024）年度に基準年度（平成 26（2014）年度）の 16.8%削減
- 中期目標：令和 12（2030）年度に基準年度（平成 26（2014）年度）の 26.0%削減

平成 26（2014）年度から平成 27（2015）年度にかけて一旦増加しているものの、基準年度から減少する傾向が続いている。令和 3（2021）年度は基準年度からは 15%減少しており、この傾向が続けば削減目標を達成する見込みである。

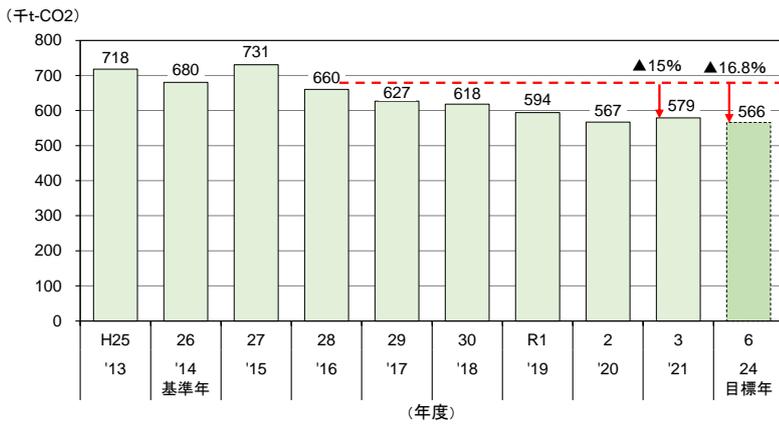


図30 温室効果ガス排出量の削減目標達成状況

なお、電気は年により発電に使用するエネルギーの違いにより、使用量当たりで排出される二酸化炭素の量が異なる（排出係数）。電気は主要なエネルギーであり、排出量全体の動向と排出係数の動向は類似している。電気の排出係数は、平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけて 10%程度減少しており、上記削減目標の達成には、電気の排出係数の影響が強いと考えられる。

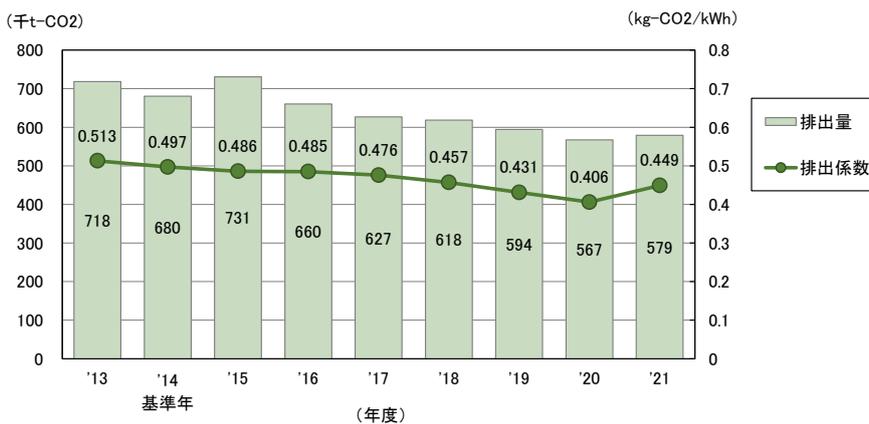


図31 温室効果ガス排出量と電気排出係数の推移

2) 将来推計

削減目標を見直すにあたり、追加的な対策を行わなかった場合（現状趨勢（BAU））の将来の排出量を推計した。

現状趨勢（BAU）排出量は、以下の式に基づき求められる。

$$\text{（現況年度排出量）} \times \text{（指標の将来の伸び率）} = \text{（BAU 排出量）}$$

部門別に指標を設定し、現況年度（2021 年度）から 2030 年度における伸び率を想定し、BAU 排出量を求めた。ただし、各部門において排出量の占める割合の低い建設業・鉱業、農林水産業、鉄道は現状維持とした。

表 4 温室効果ガスの指標の将来値の推計方法

部 門	指標	指標の将来の伸び率の推計方法
産業	製造業	製造品出荷額等 過去 10 年間の対前年伸び率の平均
	建設業・鉱業	現状維持 -
	農林水産業	現状維持 -
民生業務	従業者数	
民生家庭	世帯数	第 8 次多治見市総合計画の目標人口と世帯当たり人口の動向
運輸	旅客自動車	人口 第 8 次多治見市総合計画の目標人口
	貨物自動車	産業・民生業務部門排出量 産業と民生業務の排出量合計の伸び率
	鉄道	現状維持 -
一般廃棄物	人口	第 8 次多治見市総合計画の目標人口

2030 年度における BAU 排出量は、573 千 t-CO₂、基準年比で 15.8%減少となる。

表 5 部門別将来排出量

(単位：千 t-CO₂)

年 度	2013 (参考)	2014 基準年	2021	2030 BAU	基準年比
産業	134	116	108	134	15.6%
製造業	125	107	99	126	17.3%
建設業・鉱業	7	6	7	6	0.8%
農林水産業	2	2	2	1	-29.3%
民生業務	182	181	141	148	-18.1%
民生家庭	187	174	144	110	-36.4%
運輸	206	199	163	166	-16.4%
旅客自動車	128	122	97	101	-17.2%
貨物自動車	69	68	60	57	-16.3%
鉄道	9	8	6	8	-6.0%
一般廃棄物	9	11	22	14	25.9%
合計	718	680	579	573	-15.8%

注：四捨五入により合計が合わない場合がある。

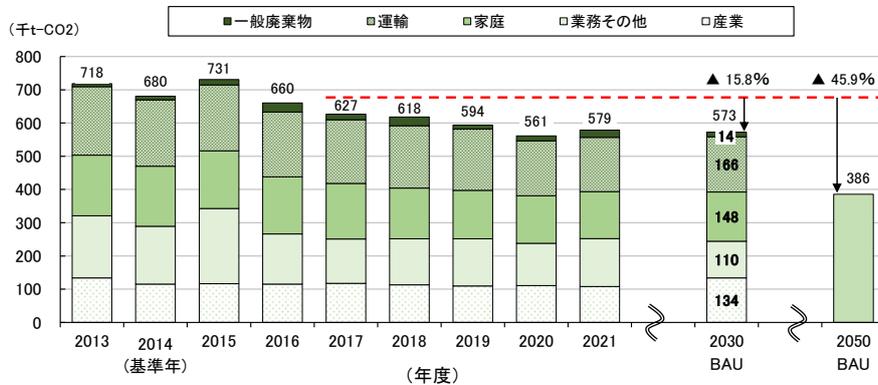


図32 将来排出量

3) 削減目標

現在の国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度に2013年度比46%と設定している。

国の地球温暖化対策計画に定められた2030年度における部門別排出量の目安から求められる削減率を以下に示す。多治見市で対象とするガスのみを対象とすると、2030年度に2013年度比43%削減が目標となる。

表6 国の2030年度における排出量の目安

単位：百万 t-CO₂

	2013年(基準年) 排出量		2030年 排出量目安	対2013年 削減率
産業部門	463	35.5%	289.0	-38%
業務その他部門	238	18.2%	116.0	-51%
家庭部門	208	15.9%	70.0	-66%
運輸部門	224	17.2%	146.0	-35%
非エネ起源CO ₂	82.3	6.3%	70.0	-15%
合計	1,215.3	93.2%	691.0	-43%

注1：多治見市で対象とするガスのみで、メタン等は含まない。

注2：四捨五入により合計が合わない場合がある。

資料：地球温暖化対策計画(R3.9)(環境省)

国の部門別削減率を多治見市の排出量にあてはめ、2030年度における目標排出量を求めた。多治見市における目標排出量は、2013年度比47%削減となり、多治見市の基準年度比では44%削減の378千t-CO₂で、BAUからは195千t-CO₂削減する必要がある。

表7 多治見市の2030年度における目標排出量

(単位：千t-CO₂)

年度	2013	割合	2014 基準年度	2030					
				BAU	基準年度比	目標 排出量	基準年度比 削減率	2013年比 削減率	BAU比 削減量
産業	134	18.6%	116	134	15.6%	84	-28%	-38%	50
民生業務	187	26.1%	174	110	-36.4%	91	-47%	-51%	19
民生家庭	182	25.4%	181	148	-18.1%	61	-66%	-66%	87
運輸	206	28.6%	199	166	-16.4%	134	-33%	-35%	32
一般廃棄物	9	1.2%	11	14	25.9%	8	-32%	-15%	7
合計	718	-	680	573	-15.8%	378	-44%	-47%	195

注：四捨五入により合計が合わない場合がある。

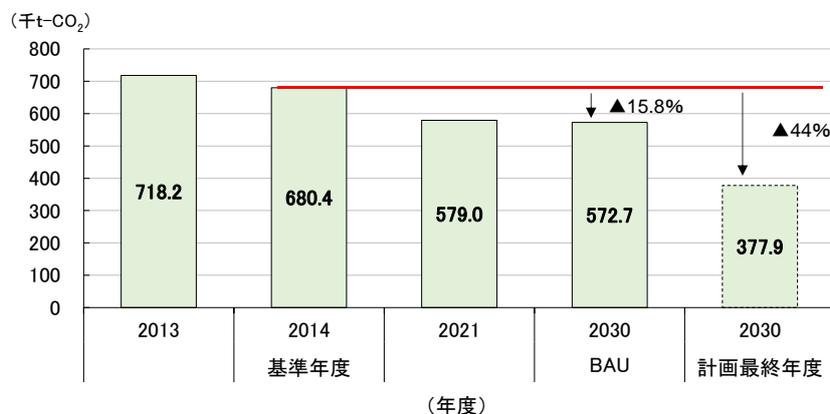


図33 削減目標

10. 上位計画等

1) 第8次多治見市総合計画

多治見市環境基本計画の上位計画として、多治見市においては令和6（2024）年に第8次多治見市総合計画を策定した。令和13（2031）年度を目標年度に、「市民が主役！躍動するまち 多治見」を目指すまちの姿に位置づけている。「多治見らしさ」を次世代に引き継ぎ、市民が誇れる魅力に満ちたまちを目指し、5つの施策の柱「子育て・教育」、「産業・経済」、「保険・医療・福祉・防災・防犯」、「市民活動・文化・スポーツ」、「都市基盤・環境」と、基盤として「行財政改革の推進」を挙げている。環境分野では、住環境の向上や、ごみの減量・リサイクル、市街地緑化や地球温暖化対策を推進する。

2) 国・県等の計画等

国・県に関して第3次計画策定（平成29（2017）年3月）以降の上位計画等の動きを以下に示す。

表 8(1) 上位計画等の動向

年	国際社会における取組	我が国における取組	岐阜県における取組
平成 29 (2017)	7月 「G20 海洋ごみ行動計画」採択 (G20 ハンブルク・サミット)	3月 「農林水産省気候変動適応計画」(改定)	3月 「「岐阜県の生物多様性を考える」-生物多様性ぎふ戦略の構築-
	11月 「気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)」の開催 (ドイツ・ボン)「タラノア対話の実施プロセスの決定」	3月 「長期低炭素ビジョン」策定 4月 都市ガスの小売全面自由化	3月 第2次岐阜県廃棄物処理計画(改定版)の策定 5月 「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版<一部改訂版>」の策定
平成 30 (2018)	11月 「生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)」の開催(メキシコ・カンクン)	4月 「第五次環境基本計画」(閣議決定)	
		6月 「気候変動適応法」制定	
	12月 「気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)」の開催(ポーランド・カトヴィツェ)	7月 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定	
		7月 「第5次エネルギー基本計画」(閣議決定) 11月 「気候変動適応計画」(閣議決定)	
令和元 (2019)	6月 「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択 (G20 大阪・サミット)	5月 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定	
		5月 「プラスチック資源循環戦略」策定	
	5月 パーゼル条約の規制対象物質への「汚れたプラスチックごみ」の追加	5月 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」改正	
		6月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定	
12月 「気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)」の開催(スペイン・マドリッド)	10月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行		
令和2 (2020)	—	7月 レジ袋有料化	

表 8(2) 上位計画等の動向

年	国際社会における取組	我が国における取組	岐阜県における取組
令和3 (2021)	10月 「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)の開催(中国昆明)」	6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定	3月 「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」の策定
		10月 「地球温暖化対策計画」(見直し)	
	11月 「気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」開催(イギリス・グラスゴー)「グラスゴー気候合意」	10月 「気候変動適応計画」(見直し)	
		10月 「第6次エネルギー基本計画」(閣議決定)	
令和4 (2022)	11月 「気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)」開催(エジプトシャルム・エル・シェイク)	2月 「地球温暖化対策推進法」改正	—
		6月 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」改正	
		9月 バイオマス活用推進基本計画(第3次)	
令和5 (2023)		3月 「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定	3月 「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」の改訂
令和6 (2024)		5月 「第6次環境基本計画」策定	

表 9 環境基本計画（令和 6 年 5 月）の概要

<p>環境基本法第 15 条に基づき、すべての環境分野を統合する最上位の計画として、目指すべき文明・経済社会の在り方を提示している</p> <p><現状・課題認識></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境危機：気候変動、生物多様性の損失及び汚染の 3 つの世界的危機が、地球の環境収容力を超えつつある ・経済・社会面：人口減少と少子高齢化、東京一極集中と地方の疲弊、経済の長期停滞 ・食料、エネルギー、資源、地政学リスクなど、環境は今や安全保障上の課題 <p><環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の 2030 年」></p> <p>■目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境保全」を通じた、「現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類の福祉への貢献」 <p>■ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明） <p>■方針</p> <p>将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」</p> <p>「変え方を変える」6 つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤 ・無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等 <p><政策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の 2030 年」へも対応） ・ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー ・政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化 ・「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装 <p><重点戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ●気候変動対策 <ul style="list-style-type: none"> 3 年ごとの地球温暖化対策計画の見直しの検討 ●循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年夏までに、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環経済への移行を加速化 ●生物多様性の確保・自然共生 <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略 2023-2030 に掲げられた五つの基本戦略にのっとり、各種施策を進展。2030 年までに、生物多様性の損失を止め、反転させる『ネイチャーポジティブ』を実現 ●水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理 <ul style="list-style-type: none"> 人の命と環境の保護、良好な環境の創出、科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承 国際協力の推進、化学物質管理、環境保健対策（水俣病対策の推進等） ●基盤となる施策 <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育、ESD、協働取組、環境情報 等 ●東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

表 10 地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月）の概要

<p>地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画</p> <p><地球温暖化対策推進の基本的方向></p> <p>■ 目指す方向</p> <p>①2050 年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組</p> <p>②世界の温室効果ガスの削減に向けた取組</p> <p>■ 基本的考え方</p> <p>①環境・経済・社会の統合的向上、②新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー、③全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化、④研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献、⑤パリ協定への対応、⑥評価・見直しプロセス (PDCA) の重視</p> <p><温室効果ガス削減目標></p> <p>■ 我が国の温室効果ガス削減目標</p> <p>・ 2030 年度に 2013 年度比で 46%減</p> <p><目標達成のための対策・施策></p> <p>■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割</p> <p>■ 地球温暖化対策・施策</p> <p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>○ 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>○ 温室効果ガス吸収源対策・施策</p> <p>2. 分野横断的な施策</p> <p>○ 目的達成のための分野横断的な施策</p> <p>○ その他の関連する分野横断的な施策</p> <p>3. 基盤的施策</p> <p>○ 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備</p> <p>○ 地球温暖化対策技術開発と社会実装</p> <p>○ 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化</p> <p>■ 公的機関における取組</p> <p>■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項</p> <p>■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項</p> <p>■ 脱炭素型ライフスタイルへの転換</p> <p>■ 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)</p> <p>1. 脱炭素先行地域づくり</p> <p>2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）</p> <p>3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策</p> <p>■ 海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進</p> <p>1. パリ協定に関する対応</p> <p>2. 我が国の貢献による海外における削減</p> <p>3. 世界各国及び国際機関との協調的施策</p>

表 11 気候変動の影響への適応計画（令和3年10月(令和5年5月一部変更)）の概要

<p>■目標 気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す</p> <p>■対象期間 今後概ね5年間</p> <p>■基本戦略</p> <ol style="list-style-type: none">(1) あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む(2) 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する(3) 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する(4) 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する(5) 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する(6) 開発途上国の適応能力の向上に貢献する(7) 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する <p>■進捗管理 PDCA サイクルの下、分野別・基盤的施策に関する KPI の設定</p> <p>■分野別施策 農林水産業、自然災害、水環境・水資源、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活</p> <p>■基盤的施策</p> <ul style="list-style-type: none">・気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用・気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保・地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進・事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進・気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

表 12 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月）の概要

<p>■位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した戦略 ・2030年のネイチャーポジティブ[※]（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略 <p>■ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調 ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復 ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進 <p>■構成・指標</p> <p><u>第1部（戦略）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定 <p><u>第2部（行動計画）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理 <p><u>指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モンテリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む） <p>■目標</p> <p>◆2050年ビジョン『自然と共生する社会』</p> <p>2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる。</p> <p>◆2030年ミッション</p> <p>以下の基本戦略により、2030年までに、「ネイチャーポジティブ：自然再興」を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の健全性の回復 ・自然を活用した社会課題の解決 ・ネイチャーポジティブ経済の実現 ・生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） ・生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 <p>※ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させていくこと</p>
--

表 13 「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（令和 5 年 3 月）の概要

■計画の基本的事項

目的

温室効果ガスの排出抑制等を図る「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」の取組方針を示す。

計画の位置づけ

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ・「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に基づく「地球温暖化防止・気候変動適応計画」

計画の期間

2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度(10 年間)

■2050 年度目標（長期目標）

2050 年の目指すべき姿 「脱炭素社会ぎふ」の実現

■2030 年度目標（中期目標）

<緩和策>

2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比 48%削減
さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく

<適応策>

適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化

■施策の方向性

<緩和策>

省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換、再生可能エネルギーの最大限導入や次世代自動車の普及を加速

<適応策>

防災・国土強靱化、農林水産業の振興、生物多様性の保全等、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進

<課題>

現行計画策定後、国・県の環境基本計画の改正や、地球温暖化対策、生物多様性に関する法律の制定・改正があり、これらの動向に応じて以下の視点で計画を見なおす必要がある。

- ・2030 年を目標年度とする持続可能な開発目標（SDGs）に取り組むことが求められている。
- ・地球温暖化対策において、国・県ともに削減目標が大幅に強化されており、さらに温暖化する気候への適応が求められている。
- ・2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動など自然保護に限らない生物多様性保全が求められている。
- ・プラスチック製品への対策が求められている。